



発行 東京都

目次

24

規則

- 東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則…（総務局総務部総務課…一）
- 東京都公報発行規則の一部を改正する規則…（総務局総務部文書課…二）
- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則…（同…三）
- 東京都公印規程の一部を改正する規則…（同…三）
- 東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（総務局総合防災部防災管理課…四）
- 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…（同…六）
- 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…（同…六）
- 東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…（総務局総合防災部防災対策課…七）
- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則…（財務局総務部総務課…七）
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則…（同…八）
- 東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則…（同…八）
- 東京都予算事務規則の一部を改正する規則…（財務局主計部財政課…八）
- 東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則…（同…九）
- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則…（財務局財産運用部総合調整課…九）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局少子社会対策部計画課…九）
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則…（会計管理局管理部会計企画課…一五）

訓令

- 東京都統計調査調整規程の一部改正…（総務局統計部調整課…六）
- 職員の職務発明等に関する規程の一部改正…（財務局財産運用部総合調整課…六）
- 東京都建築物等保全規程の一部改正…（財務局建築保全部工務課…六）
- 東京都工事施行規程の一部改正…（財務局建築保全部技術管理課…七）
- 東京都工事関係基準協議会規程の一部改正…（同…七）
- 東京都電子情報処理規程の一部改正…（デジタルサービス局戦略部戦略課…七）
- 東京都有償刊行物取扱規程の一部改正…（生活文化局広報聴取部都民の声課…七）

告示

- 昭和五十一年東京都告示第五百五十五号（東京都公報有償頒布規程）の一部改正…（総務局総務部文書課…八）
- 平成七年東京都告示第千三百六十一号（東京都公報特定調達公告版有償頒布規程）の一部改正…（財務局総務部文書課…八）
- 昭和三十九年東京都告示第二百六十三号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の業務に係る収入の納付に使用することのできる小切手の支払地）の一部改正…（会計管理局管理部公金管理課…八）
- 平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部改正…（同…八）

雑報

- 東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則…（東京都職員共済組合…九）
- 東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程…（同…九）
- 昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号（東京都職員共済組合の所属所所属所長及び委任事務等の決定）の一部改正…（同…九）
- 東京都職員共済組合定款の一部変更…（同…九）

規則

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百二号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第八号の二中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第六十五条第四項中「病院等の」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

別表第一 四の部12の項中「政策企画局」の下に「、子供政策連携室」を加え、「生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局」を「生活文化スポーツ局」に、

上記局の庶務を担当する課長

を

上記局の庶務を担当する課長
子供政策連携室は子供政策連携推進課長

進部企

に改め、同部12の2の項中「都民安全推進本部、」を削り、

都民安全推進
住宅政策本部

本部は総合推進部総務課長
は住宅企画部総務課長

を「住宅政策本部は住宅企画部総務課長

に改め、

同部18の5の項中「住宅政策本部住宅企画部不動産課長」を「住宅政策本部民間住宅部不動産課長」に改め、同表六の部21の8の項中「宅地建物取引士証明」を「宅地建物取引士証用」に、「住宅政策本部住宅企画部不動産課長」を「住宅政策本部民間住宅部不動産課長」に改め、同表二十の三の項中「病院事業、」を削り、同表二十一の項中「本部」を「室、本部」に、「局及び」を「局、室及び」に改め、同表二十二の項中「本部」を「室、本部」に、「局長及び」を「局長、室長及び」に改め、同表二十二の二の項中「専用東京都生活文化局長印」を「専用東京都生活文化スポーツ局長印」に、「生活文化局私学部私学振興課長」を「生活文化スポーツ局私学部私学振興課長」に改め、同表二十六の二の項及び二十七の二の項中「本部」を「室、本部」に、「局及び」を「局、室及び」に改め、同表二十八の二の項中「本部」を「室、本部」に、「局及び」を「局、室並びに」に改める。

別表第二中 12

何	局
東京都知事	専用

を 12

何	局（室）
東京都知事	専用

に、

42の2
 東京都
 何局(室、本部)
 担当部長印

42
 東京都
 何局(本部)
 何部長
 (担当部長)

38
 東京都
 何局(室、本部)長

37
 東京都
 何局(本部)

に、

を

に、

を

43の2
 東京都
 何局(本部)
 課 印

42
 東京都
 何局(室、本部)
 何部長
 (担当部長)

38の2
 貸付金
 東京都
 生活文化
 局 長
 回収専用

37
 東京都
 何局(室、本部)

を

に、

を

に、

43の2
 東京都
 何局(室、本部)
 課 印

42の2
 東京都
 何局(本部)
 担当部長印

38の2
 貸付金
 東京都
 生活文化
 スポーツ局長
 回収専用

38
 東京都
 何局(本部)長

に、

を

に、

を

別記第六号様式を次のように改める。

44の2
 東京都
 何局(本部)
 課長印

を

44の2
 東京都
 何局(室、本部)
 課長印

に改める。

第6号様式(第11条の2、第11条の3関係)

公印 事前押印申請書
刷り込み

文書記号・番号
年 月 日

公印管理者

殿

保管責任者
所属
職
氏名

(公印省略)

事前押印 するので申請します。
刷り込み

記

公 印 名	
公 印 番 号	
文 書 の 種 類	
文 書 の 用 途	
部 数	
事前押印 (刷り込み) を必要とする理由	
刷り込みの場合の本文の印刷の色	
刷り込みの場合の公印の色	
事務処理を委託する場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 受託者に刷り込みの発注を「行わせる。」 「行わせる。」 2 受託者に刷り込み文書を「保管させる。」 「保管させない。」 3 受託者に刷り込み文書を「交付させる。」 「交付させない。」
「該当するものを丸」で囲む。	

(日本産業規格A列4番)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分及び別表第一 二十の三の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則(平成十年東京都規則第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項中「都民安全推進本部、」を「室並びに」に改める。
- 第七条第二項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第四項から第六項まで」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。
- 別表政策企画局の項中第六号を次のように改める。
- 六 震災復興に係る広報広聴に関すること。
- 別表政策企画局の項に次の一号を加える。
- 八 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。
- 別表都民安全推進本部の項を次のように改める。

子供政策連携室

- 一 震災復興に係る子供政策に関すること(他の局に属するものを除く)。

別表デジタルサービス局の項中第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 震災復興に係る各局のデジタル技術の活用に係る支援に関すること。
- 二 震災復興に係る島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関する

こと。

別表生活文化局の項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同項第一号中「広報広聴及び」を削り、同項第五号中「都民文化、男女平等参画、私立学校、消費生活」を「男女平等参画、消費生活、私立学校、文化、スポーツ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「文化施設等」を「文化施設及びスポーツ施設」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 震災復興に係る治安、交通安全及び若年支援に関すること。

別表オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十八年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一政策企画局の項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。

二 写真等による情報の収集及び記録に関すること。

別表第一都民安全推進本部の項を次のように改める。

子供政策連携 室	子供政策連携 室長	一 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。
-------------	--------------	---------------------------

別表第一デジタルサービス局の項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項

に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 国民保護に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。

二 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。

別表第一生活文化局の項中

生活文化局

生活文化局長

を

生活文化スポーツ局

生活文化スポーツ局長

に改め、同項第一号中「広報及び広聴（被災者等からの相談業務に関する事項を含む。）」を「被災者等からの相談業務」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「文化施設」の下に「及びスポーツ施設」を、「こと」の下に「（他の局に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。

別表第一オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六号

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一政策企画局の項中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 広報及び広聴に関すること。

二 写真等による情報の収集及び記録に関すること。

別表第一都民安全推進本部の項を次のように改める。

子供政策連携室	子供政策連携室長	一 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
---------	----------	----------------------------------

別表第一デジタルサービス局の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 新型インフルエンザ等の対策に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関する事。

別表第一生活文化局の項中

生活文化局

生活文化局長

を

生活文化スポーツ局

に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四

号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 三 都民生活の安全安心に関する事。

別表第一生活文化局の項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別表第一オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「勧告又は」を削る。

第八条第一項の表政策企画局（政策企画局長）の項中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 災害に関する広報及び広聴に関する事。
 - 二 写真等による情報の収集及び記録に関する事。
- 第八条第一項の表都民安全推進本部（都民安全推進本部長）の項を次のように改める。
- 子供政策連携室（子供政策連携室長）

- 一 災害時における他の局の応援に関する事。

第八条第一項の表デジタルサービス局（デジタルサービス局長）の項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関する事。
- 二 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関する事。

第八条第一項の表生活文化局（生活文化局長）の項中「生活文化局（生活文化局長）」を「生活文化スポーツ局（生活文化スポーツ局長）」に改め、同項第一号中「広報及び広聴（被災者等からの相談業務に関する事項を含む。）」を「被災者等からの相談業務」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「文化施設」の下に「及びスポーツ施設」を、「こと」の下に「（他の局に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第八条第一項の表オリンピック・パラリンピック準備局（オリンピック・パラリンピック準備局長）の項を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

第四条の二を削る。

別表病院経営本部の項を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定（「、病院経営本部」を削る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「、病院経営本部長」を削る部分に限る。）並びに第四条の二を削る改正規定並びに別表病院経営本部の項を削る改正規定は、同年七月一日から施行する。

東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

●東京都規則第一百十号

東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則

東京都自動車の管理等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「、病院経営本部長」を削り、同条第四項中「病院経営本部長、」を削る。

第十六条第三号中「第九条の十第七号」を「第九条の十第九号」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

東京都予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第一百十一号

東京都予算事務規則の一部を改正する規則

東京都予算事務規則（昭和四十年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同項第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削り、同条第二項第一号中「、病院経営本部」を削り、同項第三号中「病院、」を削る。

第二十九条中「第二項若しくは」を削り、「基き」を「基つき」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分及び同項第二号の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分並びに同条第二項第一号及び同項第三号並びに第二十九条の改正規定は、同

年七月一日から施行する。

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十二号

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都債権管理条例施行規則（平成二十年東京都規則第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分及び同条第二号の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十三号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則

東京都公有財産規則（昭和三十九年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分及び同条第二号の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第六条の二第二項」を「第六条の二第二項第一号」に、「小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）」を「小児慢性特定疾病児童等」と改め、「保護者」の下に「又は同項第二号に規定する成年患者（以下「成年患者」という。）」を加え、同条第七項中「小児慢性特定疾病児童等」を「法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）」に改め、「保護者」の下に「又は成年患者」を加え、同条第八項から第十項までの規定中「保護者」の下に「又は成年患者」を加える。

第十五条第二項中「里親認定否決通知書」を「里親認定登録否決通知書」に改める。別記第十一号様式中

性別	生年月日	日生
男・女	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)

を

生年月日	日生
年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)

に、

受診医療機関	名称	所在地	名称	所在地
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名		続柄	
1 受診者の住所・電話番号と同じ場合は左の数字に○を付け、異なる場合は下欄に記入してください。				
住所	〒	区	市町村	丁目
		東京都		
			団地 庄	マンション 号
				様方

保護者 (受診者が18歳未満の場合)	氏名	続柄
	住所	

別記第十一号の七様式中

フリガナ	フリガナ	性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日 生
個人番号			(満 歳)

フリガナ	生年月日
氏名	年 月 日 生
個人番号	(満 歳)

受診医療機関	名称	所在地	名称	所在地
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名		続柄	
1 受診者の住所・電話番号と同じ場合は左の数字に○を付け、異なる場合は下欄に記入してください。				
住所	〒	区	市町村	丁目
		東京都		
			団地 庄	マンション 号
				様方

改める。

別記第十一号の四様式中

氏名	性別
----	----

氏名

保護者	氏名	住所	続柄
-----	----	----	----

受診医療機関	名称	所在地	名称	所在地
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名		続柄	
1 受診者の住所・電話番号と同じ場合は左の数字に○を付け、異なる場合は下欄に記入してください。				
住所	〒	区	市町村	丁目
		東京都		
			団地 庄	マンション 号
				様方

区分	病院・診療所 薬局 訪問看護事業者 (いずれか○を付けてください。)		
名称			
医療機関コード			
変更日	変更前	年	月
	変更後		日
名称	変更前		
	変更後		
	変更前		
所在地	変更前		
	変更後		
	変更前		
電話番号	変更前		
	変更後		

改める。

別記第十一号の二十一様式中「印」を「及」に改め、「所在地」を「所在地及び医療機関コード」に改める。

別記第十一号の二十二様式中「印」を「及」に改め、「所在地」を「所在地及び医療機関コード」に改める。

別記第二十四号様式1片
中「受付第 年 月 日」を「申請者氏名(里父)」

及び「申込者氏名(里母)」を「申請者氏名」及び「第19条第7号」を「第19条第8号」及び「養育家庭、専門養育家庭又は養子縁組里親」を「里親」及び「いずれかに」を「のいずれかに」に改め、同様式2から同様式4までを次のように改める。

(第2片)

家庭の状況票(里親規定登録申請用)									
郵便番号	氏名	住所	性別	年齢	生年月日	職業	健康	備考	電話
現住所	氏名 個人番号								()
①									
②									
同居家族									
結婚	1 自家・借家	2 戸越・アパート・マンション・その他	3 居室数	4 居室数	5 居住地・商業地・工業地・その他	6 居住地・商業地・工業地・その他	7 居住地・商業地・工業地・その他	8 居住地・商業地・工業地・その他	9 居住地・商業地・工業地・その他
婚姻	前年の収入	収入内訳	所得内訳	前年の支出(生活費等)	負債	毎月返済額	返済期間	返却期間	返却総額の有無
合計	前年の収入	収入内訳	所得内訳	前年の支出(生活費等)	負債	毎月返済額	返済期間	返却期間	返却総額の有無
合計	前年の収入	収入内訳	所得内訳	前年の支出(生活費等)	負債	毎月返済額	返済期間	返却期間	返却総額の有無

申請者又は同居人が、次の各母のいずれかに該当して(いる・いない)

ア 年齢以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買収、児童売買、児童がかりに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は放浪児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

里親制度を
知った経路 1 児童相談所 2 福祉事務所 3 児童福祉施設 4 都・区市町村広報

研修修了日 5 新聞・テレビ・ラジオ 6 インターネット 7 里親の紹介 8 その他()

里親経験の有無 送検期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (都・道・府・県・市・区)

(日本産業規格A列4番)

(第3片)

申請者氏名	登録種別	養育家庭・養子縁組里親 親戚里親・専門養育家庭
どのような理由から里親を希望するようになりましたか(動機)。		
里親として児童を受け入れた場合、どのように児童と関わり、養育したいと考えていますか。		
里親として児童を受け入れた時の、家庭生活や家族の変化等について、どのようなイメージをお持ちですか。		
里親として児童を受け入れることについて、親族の皆さんはどのように考えていますか。		
子供を育てた経験はありますか。そのとき、どのようなことを感じましたか。		

(日本産業規格A列4番)

(第4片)

里親として児童を受け入れることについて、同居する皆さんはどのように考えていますか。

(養育支援者のみ記入) ※里親申請者が単身者の場合
どのような理由で里親が行う養育の支援を行いたいと考えていますか。

里親が養育する児童に対してどのように関わりたいと考えていますか。

(養育家庭・専門養育家庭)			
希望児童年齢	・性別 (男・女・不問)	受託希望期間	1年以上・1年未満・2か月未満・不問
(養子縁組里親)			
希望児童年齢	・性別 (男・女・不問)	養育家庭との二重登録	希望する・希望しない
(親戚里親・養育家庭 (親族))			
児童との関係 (原簿から見た続柄)			
里親として認定登録された後 里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)受け入れ家庭として登録することを (希望する・希望しない) (希望する・希望しない)			
※親戚里親・養育家庭 (親族) を除く			
里親として認定登録された後 一時保護が必要な児童の受け入れ家庭として登録することを (希望する・希望しない) ※親戚里親・養育家庭 (親族) を除く			

(日本産業規格A列4番)

別記第二十四号様式に次のように加える。

(第5片)

申請者氏名	登録種別	主となる種別：養子縁組 副となる種別：養育家庭
どのような理由から、養育家庭との二重登録を希望しますか(動機)。		
<p>養育家庭として児童を受け入れた場合、どのように児童と関わり、養育したいと考えていますか。また、家庭生活や家族の変化等について、どのようなイメージをお持ちですか。</p>		
<p>養育家庭として児童を受け入れることについて、同居する皆さんや親族の皆さんはどのように考えていますか。</p>		

(日本産業規格A列4冊)

別記第二十六号様式中

- 「1 里父氏名 ()年()月()日生)を
- 2 里母氏名 ()年()月()日生)を
- 3 住 所 第 号
- 4 認定・登録番号 第 号
- 「1 里親氏名 ()年()月()日生)を
- 2 住 所 ()年()月()日生)を
- 3 認定・登録番号 第 号

別記第二十七号様式を次のように改める。

第27号様式(第15条関係)

児童認定登録不次通知書

第 年 月 日

様

東京都知事

年 月 日付けによる児童福祉法第6条の4の規定による児童()の申込みにつきましては、審査の結果、次の理由により児童()として認定及び登録できませんので、通知します。

理由

(日本産業規格A列4番)

別記第二十八号様式中「拙父」及び「拙母」を「拙親」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十五号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を、「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を、「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

第六条第一項第三号の表東京都立神経病院の項を削る。

第六十条中「又は貯蓄預金口座」を、「、貯蓄預金口座又は別段預金口座」に改める。

第七十六条第五項中「一件の支払金額が五万円以下の」を削り、「要する経費」の下に「(一件の支払金額が五万円以下のものとする。ただし、会計管理者が別に定める方法により支払う場合にあつてはこの限りでない。)」を加える。

第一百六条第二項中「歳計現金等収支及び預金組替・組戻報告書」を「収支統計報告書兼預金明細書」に改める。

別記第三十八号様式甲備考を次のように改める。

備考 1 ゆうちょ銀行にあつては、「支店名」を「店名」と読み替えること。

2 本様式は、会計管理者と協議の上、適宜変更することができる。

別記第三十八号様式乙中

普通・当座
(○で囲む。)

を

普通・当座
貯蓄・別段
(○で囲む。)

に改める。

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分及び同条第二号の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分並びに第六条第一項第三号の表東京都立神経病院の項を削る改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都会計事務規則第七十六条第五項の規定は、令和四年度の会計事務から適用し、令和三年度の会計事務については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則別記第三十八号様式甲及び同様式乙による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができ。

訓令

●東京都訓令第四十三号

庁 中 一 般
支 業 所
事

東京都統計調査調整規程(昭和四十七年東京都訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部長」を削る

部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四十四号

庁 中 一 般
支 業 所
事

職員の職務発明等に関する規程(平成八年東京都訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第三号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四十五号

庁 中 一 般
支 業 所
事

東京都建築物等保全規程(平成十年東京都訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中

「、病院経営本部」を削る部分及び同条第二号の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四十六号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所

東京都工事施行規程（昭和四十六年東京都訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第二号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第三号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分及び同条第三号の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四十七号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所

東京都工事関係基準協議会規程（昭和五十八年東京都訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第三項中「住宅政策本部都営住宅経営部長」を「住宅政策本部技術企画担当部

長」に改める。

第八条第四項中「住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課長」を「住宅政策本部住宅企画部技術管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十八号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所

東京都電子情報処理規程（平成三年東京都訓令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削る。

第七条の二及び第七条の三を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四十九号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所

東京都所有物取扱規程（昭和四十四年東京都訓令甲第七十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項第一号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削り、同条第二項中「生活文化局長」を「総務局長」に改める。

第三条から第五条までの規定中「生活文化局長」を「総務局長」に改める。

第六条第一項中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改め、同項ただし書中「生活文化局長」を「総務局長」に改め、同条第二項中「生活文化局長」を「総務局長」に改める。

第七条及び第八条中「生活文化局長」を「総務局長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の改正規定中「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

告示

●東京都告示第四百三十七号

東京都公報有償頒布規程（昭和五十一年東京都告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条中「東京都生活文化局広報聴部都民の声課」を「東京都総務局総務部情報公開課」に改める。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百三十八号

東京都公報特定調達公告版有償頒布規程（平成七年東京都告示第千三百六十一号）の

一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第四項中「書面により」を削る。

第三条中「東京都生活文化局広報聴部都民の声課」を「東京都総務局総務部情報公開課」に改める。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百三十九号

昭和三十九年東京都告示第二百六十三号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の業務に係る収入の納付に使用することのできる小切手の支払地）の一部を次のように改正し、令和四年七月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

告示文中「基き」を「基づき」に改め、「第二項又は」を削る。

●東京都告示第四百四十号

平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部を次のように改正し、令和四年七月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

告示文中「第二項又は」を削る。

二の表(二)の項中「第一条第一項第十号」を「第一条第一項第九号」に改め、同表(三)の項中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第十号」に改める。

雑報

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第二号

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則（平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改める。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十号様式、第十二号様式及び第十三号様式の規定中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合電子情報処理規程（平成十七年東京都職員共済組合規程第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二及び第七条の三を削る。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都職員共済組合告示第二号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号（東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

別表第一中

都民安全推進本部 都民安全推進本部長 を

子供政策連携室 子供政策連携室長 に、

生活文化局 生活文化局長 を

オリンピック・パラリンピック準備局 オリンピック・パラリンピック準備局長

生活文化スポーツ局 生活文化スポーツ局長 に改め、病院経営本部の項を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、病院経営本部の項を削る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

令和四年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第四十五条第一項の表中「一、〇〇〇分の三十五・八八」を「一、〇〇〇分の三十五・九五」に、「一、〇〇〇分の三十九・五二」を「一、〇〇〇分の三十九・四五」に改める。

第四十五条の二中「第四十六条の二」を「第四十六条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条の二第一号中「千七百七十九円」を「二千九十五円」に改め、同条第二号中「二千三百三十三円」を「二千八百六十円」に改め、同条第三号中「千四百二十七円」を「千四百十五円」に改める。

附則第十八項の表中「千四百九十三円」を「千四百十五円」に、「二百三十五円」を「二百八十六円」に改める。

附則

この変更は、令和四年四月一日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

